

福岡県公報

平成十七年八月十九日
第二千四百二十七号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(地方課) ……………

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第八十六号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。
平成十七年八月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

一 病院 福岡市（東区）の項中

和白病院

〃 〃 和白丘二丁目一―一七

を

福岡和白病院

〃 〃 和白丘二―二七五

に

改め、一 病院 福岡市（中央区）の項中

秋本病院

〃 〃 大名一―二一六四

を

秋本病院

〃 〃 警固一―八一三

に

改め、一 病院 久留米市の項中

医療法人社団高野会くるめ病院

〃 合川町六一三番地

を

医療法人社団高野会くるめ病院

〃 新合川二―二一八

に

改め、

医療法人社団久英会老人保健施設久英荘

〃 上津町七八九

を

医療法人社団久英会介護老人保健施設久英荘

〃 上津町一―八一五

に

改め、一 病院 北九州（小倉北区）の項中

医療法人日明会老人保健施設寿楽苑

〃 〃 日明三丁目三番三三号

を

医療法人日明会介護老人保健施設寿楽苑

〃 〃 日明三―一九一六

に

改め、二 老人ホームの項中

特別養護老人ホームはなみずき園

〃 〃 鳥飼二丁目四番八号

を

特別養護老人ホームはなみずき園

〃 〃 鳥飼二丁目四番八号

に

ケアハウスはなみずき園

〃 〃 鳥飼二―四一八

に

改め、

添田町立錦風荘

〃 添田町大字野田一九六三番地の四

を

添田町立養護老人ホーム錦風荘

〃 添田町大字庄二一〇六

に

改める。

発行
福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

印刷
福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)